令和6年度採択者（第4期）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（工場･事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）

設備更新補助事業　採択者説明資料
SHIFTシステムについて

令和6年6月
三菱総合研究所

目次

1. SHIFTシステムの登録申請方法

2. SHIFTシステムの機能について

- ログイン画面、ホーム画面
- 算定報告書の提出方法について
- 排出枠管理について（残高照会、償却、移転の紹介）
- 売買情報一覧について
- jVER発行申請について
- その他の情報

SHIFTシステムの登録申請方法

SHIFTシステムとは

SHIFTシステムとは

- SHIFT事業における排出量管理（算定報告書の提出等）と排出枠管理（償却、取引等）を一元的に行うためのWEBシステムです。
- 目標保有者、検証機関、取引参加者、環境省が、それぞれSHIFTシステムを介して、実施ルールに基づく各種手続きを行います。

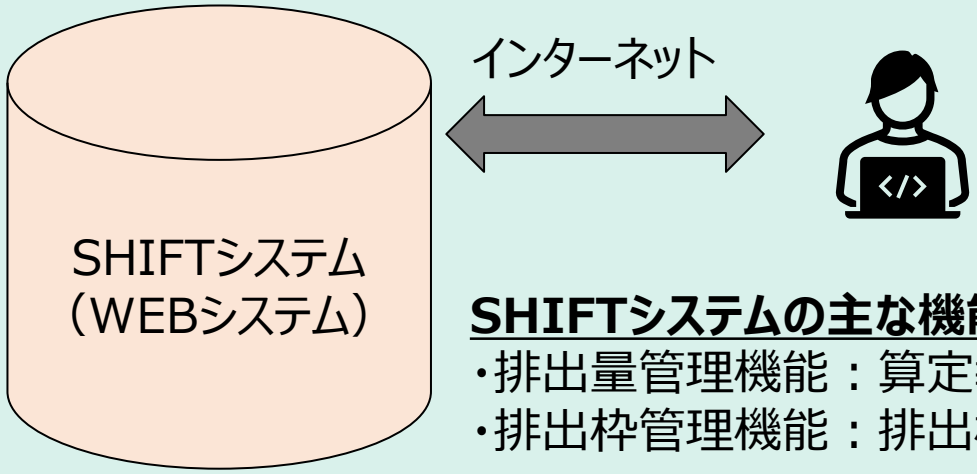

SHIFT事業関係者
- ✓ 目標保有者
- ✓ 検証機関
- ✓ 環境省（事務局）
- ✓ 取引参加者

<u>SHIFTシステムの主な機能</u>

・排出量管理機能：算定報告書の検証依頼、提出
・排出枠管理機能：排出枠の償却、取引

SHIFTシステムに関連するスケジュール（単年度事業者の場合）

報告書承認依頼期限：
12月13日（金）（厳守）

年度（第4期）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2024年度 設備導入年度					システム登録申請	基準年度算定報告書を登録、検証依頼				算定・検証報告書の査読後、承認		
					検証機関と契約	検証後、検証報告書を登録、承認依頼						
2025年度 削減目標年度	排出枠（JAS）発行	排出枠（JAS）の取引・償却（随時）										検証機関と契約
2026年度 調整・自主削減年度	算定報告書を登録、検証依頼		算定・検証報告書の事務局による査読後、承認									
	検証報告書を登録、承認依頼											
	事業報告書作成・提出		事業報告書の受理									
	排出枠（JAS）の取引・償却（随時）											
2027年度 報告年度	算定報告書作成・提出		算定報告書の受領									
	事業報告書作成・提出		事業報告書の受理									

システム登録申請
実施期限：
別資料"システム登録期限について"を参照してください

2025年度の排出量実績の検証を経て、確定

基準年度排出量、排出枠発行量（基準年度排出量－削減目標量）の確定

2025年度排出量実績に応じた排出枠を償却
償却期限：
2026年11月30日（厳守）

報告書承認依頼期限：
2026年6月30日（厳守）

報告書提出期限：
2027年6月30日（厳守）

※2026年度の事業報告書は環境省より求められた場合に提出。

検証受検は不要

目標保有者の作業　検証機関の作業　環境省（事務局）の作業

※実施ルールVer4.0　2~5ページ参照

SHIFTシステムに関連するスケジュール（複数年度事業者の場合）

設備導入年度が2年間の事業の例

※設備導入年度が3年以上の場合は削減目標年度以降の予定がずれます。

年度（第4期）	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
2024年度 設備導入年度1年目	**システム登録申請実施期限：別資料“システム登録期限について”を参照してください。** システム登録申請 基準年度算定報告書を登録、検証依頼 検証機関と契約 検証後、検証報告書を登録、承認依頼 算定・検証報告書の査読後、承認 **報告書承認依頼期限：12月13日（金）（厳守）** 基準年度排出量、排出枠発行量（基準年度排出量－削減目標量）の確定
2025年度 設備導入年度2年目	排出枠（JAS）発行 排出枠（JAS）の取引・償却（随時）
2026年度 削減目標年度	排出枠（JAS）の取引・償却（随時） 検証機関と契約
2027年度 調整・自主削減年度	算定報告書を登録、検証依頼 検証報告書を登録、承認依頼 事業報告書作成・提出 算定・検証報告書の事務局による査読後、承認 事業報告書の受理 2026年度の排出量実績の検証を経て、確定 **報告書承認依頼期限：2027年6月30日（厳守）** 排出枠（JAS）の取引・償却（随時） 2026年度排出量実績に応じた排出枠を償却 **償却期限：2027年11月30日（厳守）**
2028年度 報告年度	算定報告書作成・提出 事業報告書の作成・提出 算定報告書の受領 事業報告書の受理 **報告書提出期限：2028年6月30日（厳守）** ※2027年度の事業報告書提出は環境省より求められた場合に対応。 検証受検は不要

目標保有者の対応事項　検証機関の対応事項　環境省（事務局）の対応事項

※公募要領、実施ルールVer4.0　2~5ページ参照

SHIFTシステムの登録申請（申請期限、申請方法）

- SHIFTシステムの登録申請をお願いします（全目標保有者様の対応が必要です）。
- 登録申請受付後、事務局にてログインIDとパスワードを発行し、メールでお知らせします。

- 申請期限：**別資料"システム登録期限について"を参照してください。**
  期日までに必ず申請をお願いします。
- 申請方法：　以下のウェブサイト（SHIFTシステム登録申請フォーム）にアクセスし、画面上の記載に従って必要事項をご記入ください。
  https://forms.office.com/r/8A9P5CVJc4

※全項目記入・送信後、入力内容の出力（PDF）や印刷が可能です。PDFや紙での保管を推奨します。
※社内セキュリティの都合等により、ウェブサイトにアクセス出来ない場合は、以下の連絡先までメールでご連絡ください。
株式会社三菱総合研究所　SHIFT事業事務局　shift-sec@ml.mri.co.jp

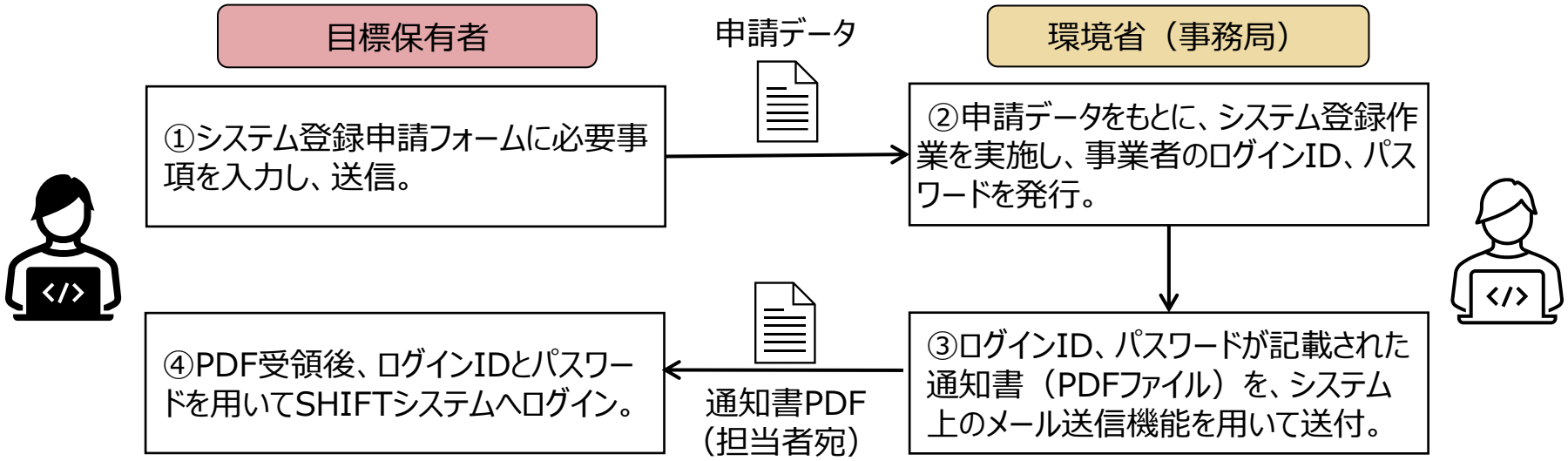

SHIFTシステムの登録申請（申請フォームに記入いただく情報）

- SHIFTシステム登録申請フォームには、以下の表に示す情報を記入いただきます。
- 担当者は、SHIFTシステムの全般的な管理を実施したり、事務局との連絡窓口となる方です。目標保有者（代表事業者、共同事業者）に所属する方が望ましいですが、目標保有者の同意が取れている場合に限り、それ以外の方（別会社の事務代行者等）が担当することを認めます。
- ログインIDとパスワードは、担当者宛てに、SHIFTシステムよりメールでお送りします。

目標保有者情報	担当者情報	事業所情報
■ 代表事業者法人名 ■ 代表事業者法人番号 ■ 代表事業者氏名	■ 担当者法人名 ■ 担当者部署 ■ 担当者役職名 ■ 担当者氏名 ■ 担当者法人の所在地 ■ 担当者電話番号 ■ メールアドレスA、B	■ 事業所名 ■ 事業所の産業分類コード ■ 事業所の延床面積 ■ 他の排出枠取引制度への参加有無

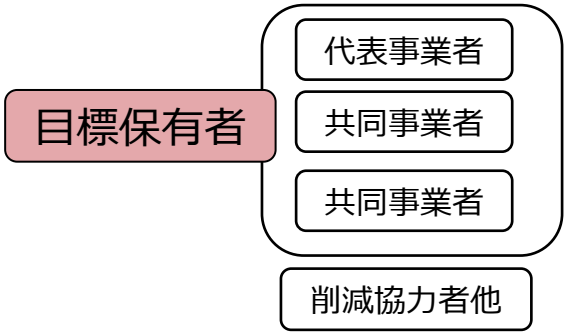

担当者はSHIFTシステムから送信される重要なお知らせメールの受信者であり、パスワード・IDが記載された通知書の送付先となるため、代表事業者が責任をもって選任してください。

SHIFTシステムの登録申請（申請フォームに記入いただく情報）

- SHIFTシステム登録申請フォームの冒頭には、個人情報の取得への同意を求める設問がございます。こちらに同意いただくと、これ以降の設問への回答が可能となります。

【SHIFTシステム登録申請フォームの画面】

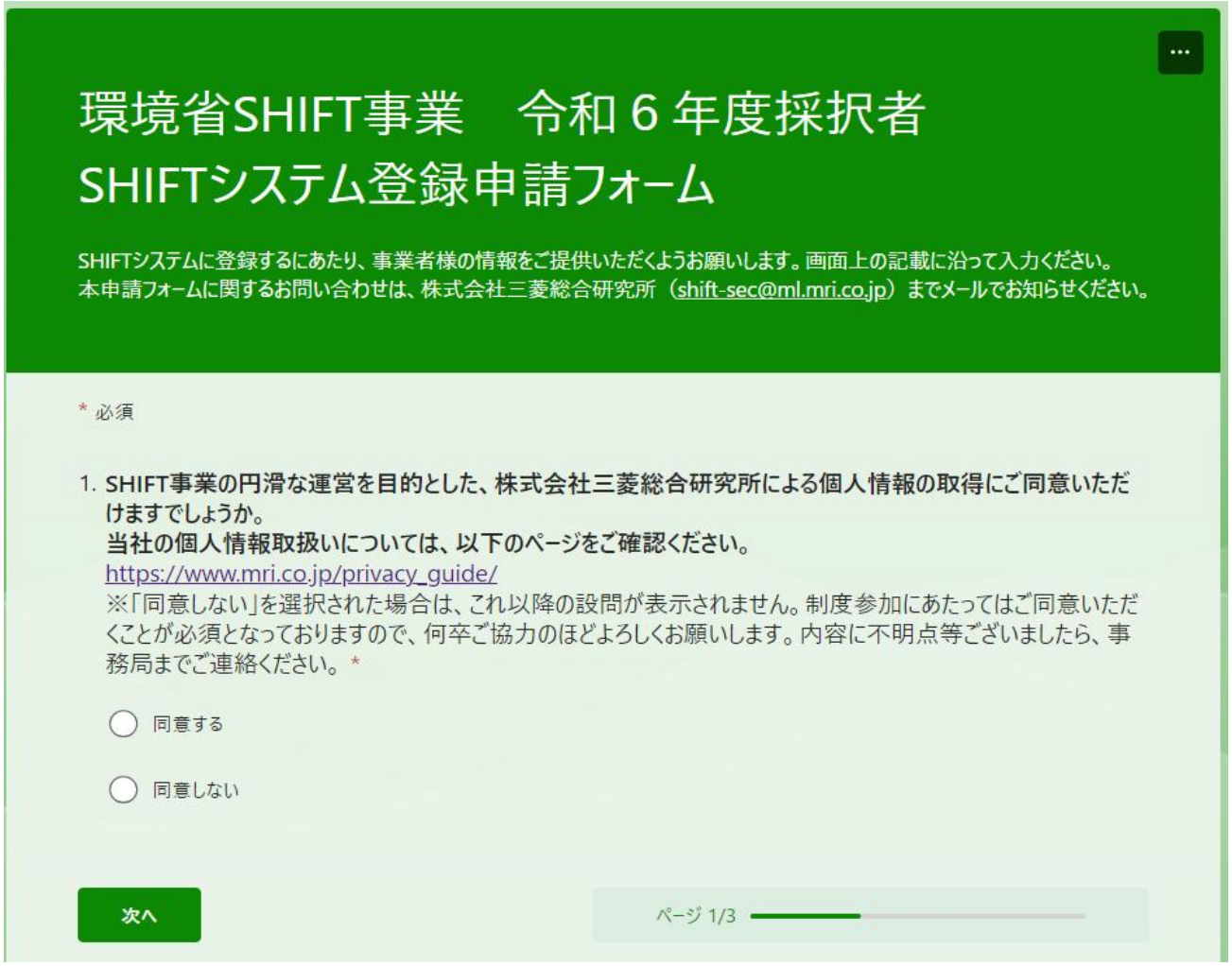

環境省SHIFT事業　令和６年度採択者
SHIFTシステム登録申請フォーム

SHIFTシステムに登録するにあたり、事業者様の情報をご提供いただくようお願いします。画面上の記載に沿って入力ください。
本申請フォームに関するお問い合わせは、株式会社三菱総合研究所（shift-sec@ml.mri.co.jp）までメールでお知らせください。

* 必須

1. SHIFT事業の円滑な運営を目的とした、株式会社三菱総合研究所による個人情報の取得にご同意いただけますでしょうか。
当社の個人情報取扱いについては、以下のページをご確認ください。
https://www.mri.co.jp/privacy_guide/
※「同意しない」を選択された場合は、これ以降の設問が表示されません。制度参加にあたってはご同意いただくことが必須となっておりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いします。内容に不明点等ございましたら、事務局までご連絡ください。 *

- 同意する
- 同意しない

次へ

ページ 1/3

SHIFTシステムの登録申請（ID、メールアドレスの違い）

- 1件の登録申請に対して、2種類（目標保有者AとB）のログインIDとパスワードを事務局が発行します。表に記載されている通り、それぞれのIDで使える機能が異なります。
- SHIFTシステムでは、システム上で操作を実施した場合や、事務局からの重要なお知らせがある場合に、事業者様宛にメールが送信されます。メールアドレスはAとBの2件を登録いただけますが、それぞれ配信される内容が異なります。

	目標保有者A	目標保有者B
ログインID	• SHIFTシステムの全機能が使用可能。具体的には、算定報告書の提出、排出枠の取引、償却、登録情報変更申請等の機能。 • 担当者1名でシステムを使う場合はこのIDを使用する。	• 排出量管理機能（算定報告書の提出）のみ使用可能。 • 排出枠の情報（残高、取引量等）は閲覧できない。
メールアドレス	• 登録は必須。SHIFTシステムから送付される全てのメールが配信される。 • SHIFTシステムの使用頻度の高い担当者のアドレスを登録することを推奨。社内に複数の担当者がいる場合はSHIFT事業専用のメーリングリストを作成し、そのアドレスを登録することを推奨。	• 登録は任意。排出量管理（算定報告書の提出）に関するメールのみが配信される。 • 目標保有者BのログインIDを使用しなければメールアドレスの登録も不要。

SHIFTシステムの機能について

SHIFTシステムの概要（ログイン画面）

- URL：https://shift-system.env.go.jp/shift/A0101/FwSCA010101.do
  - SHIFTウェブサイトの「参加者向け情報」＞「SHIFTシステム」からもアクセス可能です。
- SHIFTシステム登録完了通知書に記載されたログインIDとパスワードでログインします。
- システムの稼働時間は7:00～23:00です（土日祝を除く）。

目標保有者用のシステム操作マニュアルはこちらのリンクから閲覧可能です。

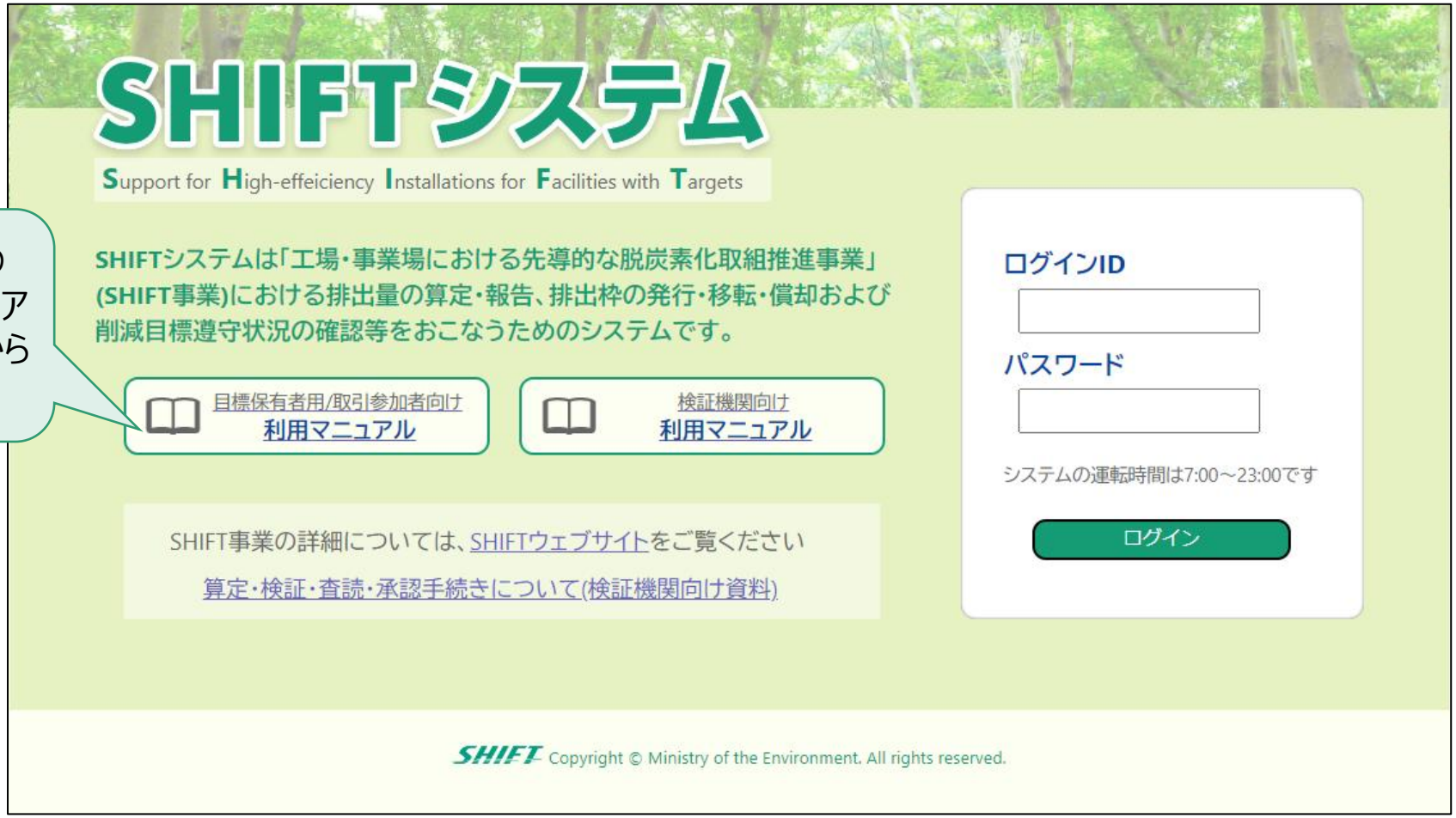

SHIFTシステムの概要（ホーム画面）

- ログイン後の画面（ホーム画面）には法人名や事業所名、参加期等の基本情報が表示されます。
- 基準年度・削減目標年度排出量、排出枠発行量などの実績情報も表示されます。

排出枠管理・売買掲示板タブは目標保有者Aでログインした時にのみ表示されます。

【遵守状況】
削減目標年度検証終了後、償却が完了すると「遵守」状態になります。

【削減目標年度実績排出量/償却義務量】
削減目標年度算定報告書の承認後に数値が表示されます。

削減目標年度排出量の確定後、ここに表示された排出量と同量の排出枠を償却する必要があり、償却が完了すると遵守状態が「遵守」となります。
（詳細は後スライドで説明）

【基準年度排出量・削減目標量】
基準年度算定報告書の承認後に数値が表示されます。

SHIFTシステムの概要（算定報告書の提出方法について）

- 皆様には、SHIFT事業参加中に算定報告書を3回（※）作成いただきますが、提出作業はすべてシステムを通じて行っていただきます。
  ※1回目：基準年度、2回目：削減目標年度、3回目：調整自主削減年度

【SHIFTシステム上における報告書の流れ（基準年度、削減目標年度の場合）】

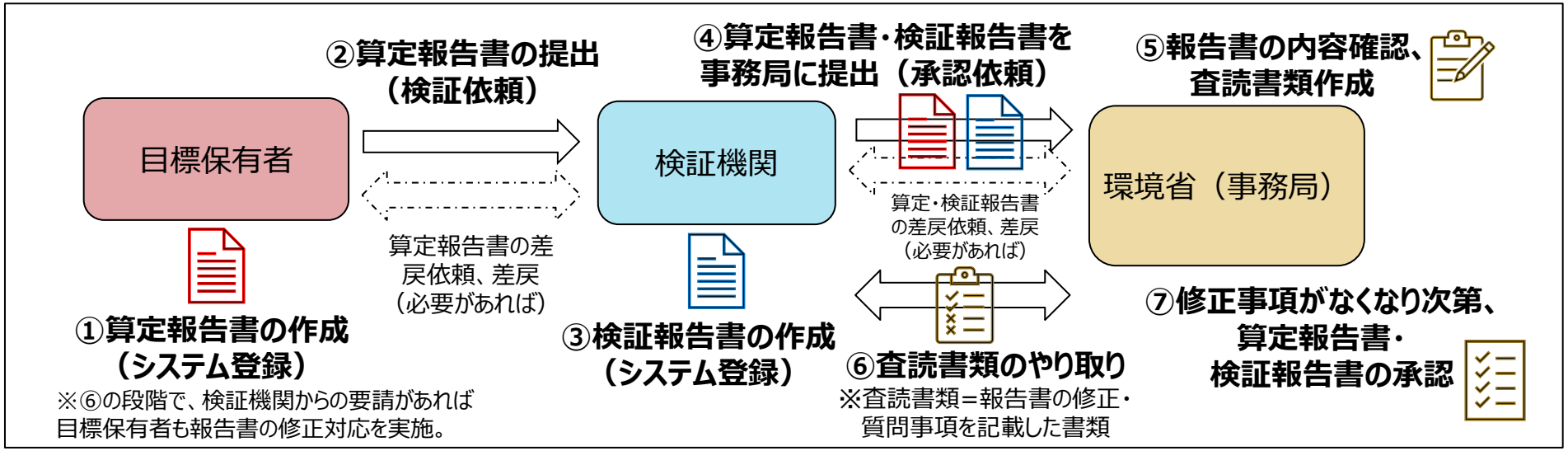

【SHIFTシステム上における報告書の流れ（調整自主削減年度の場合）】

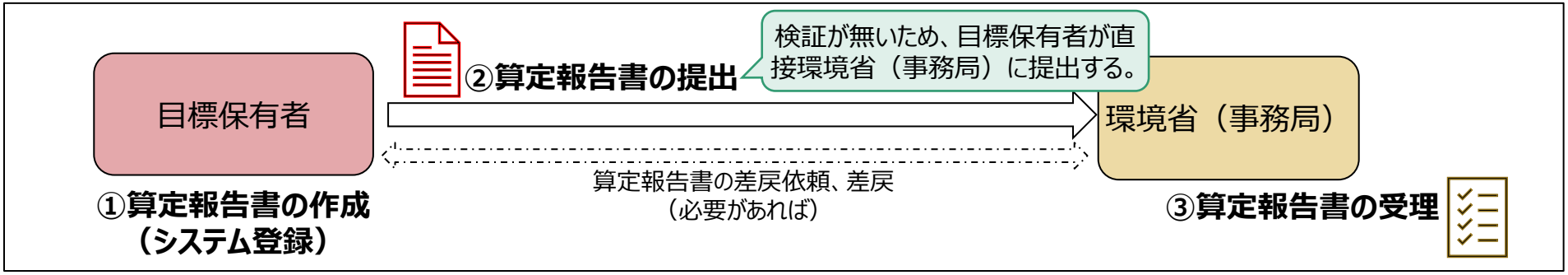

SHIFTシステムの概要（算定報告書の提出方法について）

- 「報告書情報一覧」画面から算定報告書の登録、閲覧、検証依頼、差戻依頼を実施できます。
- 検証機関の作成した検証報告書や、事務局とやり取りする査読書類の閲覧も可能です。

【報告書情報一覧画面】

各報告書の
ステータスが表示されます。

報告書情報一覧

対象年度	算定報告書	検証報告書	査読書類	詳細
基準年度	未提出	未提出	査読前・査読中	詳細
削減目標年度	未提出	未提出	査読前・査読中	詳細
調整・自主削減年度	未提出			詳細

EXCEL出力

詳細ボタンより、各年度の
報告書詳細画面に推移
することができます。

【報告書詳細画面】

・「ファイル登録」ボタンより、算定報告書の登録が可能です。
・算定報告書は指定の様式のため、その他のファイルを登録しようとすると登録エラーとなります。
・複数回登録可能ですが、最新の登録ファイルが正とされます。
・登録されたファイルは担当検証機関が閲覧可能です。
・左上の「検証依頼」ボタンより、検証依頼（検証機関への提出）が可能です。

算定報告書

検証依頼　差戻依頼　提出

算定報告書（指定様式）

登録するファイルの選択　ファイルの選択　ファイルが選択されていません
アップロード可能なファイルサイズは50MB以内です。

ファイル登録

履歴ファイル一覧

敷地境界図が別ファイルの場合など、算定報告書と別にファイルがある場合はこちらから登録可能です。

添付ファイル

追加するファイルの選択　ファイルの選択　ファイルが選択されていません
アップロード可能なファイルサイズは50MB以内です。

ファイル追加

検証報告書

・検証機関が検証報告書を登録すると、こちらに表示されます。
・目標保有者も閲覧が可能です。

査読書類

・提出された算定・検証報告書に対する事務局の確認結果（査読書類）がこちらに表示されます。
・目標保有者も閲覧が可能です。

一覧画面に戻る

SHIFTシステムの概要（算定報告書の提出方法について）

- 公募時に作成いただいた算定報告書を、「検証受検用」に再作成いただく必要があります。
- SHIFTシステムに登録する算定報告書は「検証受検用」です（公募時版はアップロード不可能）
- 算定報告書の工場・事業場の名称、参加期、算定年度、単独/グループの別、事業場/工場の別が誤っているとアップロードが出来ないため、ご留意ください。

【基準年度算定報告書「1．基本情報」シート】

Ver. 1　　提出年月日（yy/mm/nn）

☐ セル色表示／非表示

SHIFT事業 第4期 基準年度CO2排出量算定報告書

（検証受検用・単独参加者用）

1. 基本情報
目標保有者のうち主体的に削減を行う者に関する基本情報

目標保有者の名称		ABC工業株式会社
工場・事業場の名称（SHIFTシステム上に登録されている事業所名を記入ください）		ABC工業株式会社SHIFT工場
工場・事業場の所在地		〒120-・・・　東京都足立区・・・
	事業所形態（工場/事業場）	工場
	分類番号：産業分類名 ※日本標準産業分類（平成25年10月改定）より	211：ガラス・同製品製造業

Ver.番号は改訂に合わせて変更してください。

SHIFTシステム上に表示されている事業所名と全く同じ名称を記入ください。（システムからコピー＆ペーストすることを推奨します）

「事業者」ではなく「事業所（工場/事業場）」の産業分類コードを選択してください。

SHIFTシステムの概要（算定報告書の提出方法について）

- 算定報告書の登録が完了したら、「検証依頼」ボタンを押下し、検証機関への提出（検証依頼）を行います。検証依頼を行うと、算定報告書及び添付書類のファイルの差替や編集が出来ない状態となります。
- 検証依頼後に提出書類の差替を行う場合には、検証機関に対して「差戻依頼」を行います。

【報告書詳細画面】

【報告書情報ステータス更新入力画面】

SHIFTシステムの機能について：操作マニュアルP44~P51

SHIFTシステムの概要（事業報告書の提出方法について）

- 調整・自主削減年度である2026年度（※単年度事業の場合）では、削減目標年度算定報告書と併せて、交付規程第16条に基づき事業報告書を提出する必要があります。
  ※CO_2削減計画策定支援・省CO_2型設備更新支援（標準事業）交付規程　参照
- 事業報告書の様式はSHIFTウェブサイトに掲載予定です。ウェブサイトよりファイルをダウンロードし、作成をお願いします。様式掲載時にはトップページ「お知らせ」に情報を掲載する予定です。なお、省エネセンターよりメールにて様式を配布することも予定しています。

【事業報告書　基本データ転記シート（イメージ）】

環境省　令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金　（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業のうち設備更新補助事業）

基本データ転記先シート

列幅操作可

以下の手順を実行すると、実施計画書からの転記が必要な情報を、事業報告書の当該箇所に一括で転記することができます。

① 実施計画書（.xlsm）または診断報告書/実施計画書（.xlsm）の「事業報告書用データ転記元シート」を開き、記載の手順にしたがい転記するデータを取得
② 「事業報告書用データ転記元シート」にある表１の色付きセル範囲を選択し、コピーする。
③ 下記の表１の色付きセル範囲を選択し、張り付ける。
④ 表２、表３、表４についても、②、③を行う。

（注）
・令和3年度実施計画書(sf03b8)には、「事業報告書用データ転記元シート」はありません。
・令和3年度診断報告書/実施計画書(sf03a11)にある「事業報告書用データ転記元シート」は使用できません。

表１：基本情報（実施計画書より）

GAJ事業番号		
事業者名（法人名）		
工場・事業場名		
工場・事業場No.1の業種（中分類・小分類）		
工場・事業場No.2の業種（中分類・小分類）		
工場・事業場No.3の業種（中分類・小分類）		
工場・事業場No.4の業種（中分類・小分類）		
工場・事業場No.5の業種（中分類・小分類）		
工場・事業場全体の基準年度排出量（t-CO2/年）		
工場・事業場全体の基準年度エネルギー使用量(GJ/年)		
工場・事業場全体の脱炭素化指標		
主要システム系統の名称		

※注記
実施計画書
からのデータ

工場・事業場名等の変更があったものについては、実施計画書

Excelファイル冒頭に記載している手順に沿って、ご記載ください。

SHIFTシステムの概要（排出枠管理について）

- SHIFTシステムでは、自身の持つ排出枠の管理や、排出量取引を行うことが出来ます。
- 2026年4～6月にかけて、2025年度（削減目標年度）の算定報告書の検証を受検していただきますが、削減目標年度排出量の確定後～2026年11月30日※までに、所定の排出枠量（JAS又はjVER）を、SHIFTシステム上で償却いただく必要がございます。
（※単年度事業者の場合。複数年度事業者の対応期限はスケジュール参照）
- 「所定の排出枠量」は、各事業者の参加形態（「工場・事業場単位で 15%以上削減」、「主要なシステム系統で 30%以上削減」）によって異なります。詳細は実施ルールVer.4.0 の17ページをご確認ください。

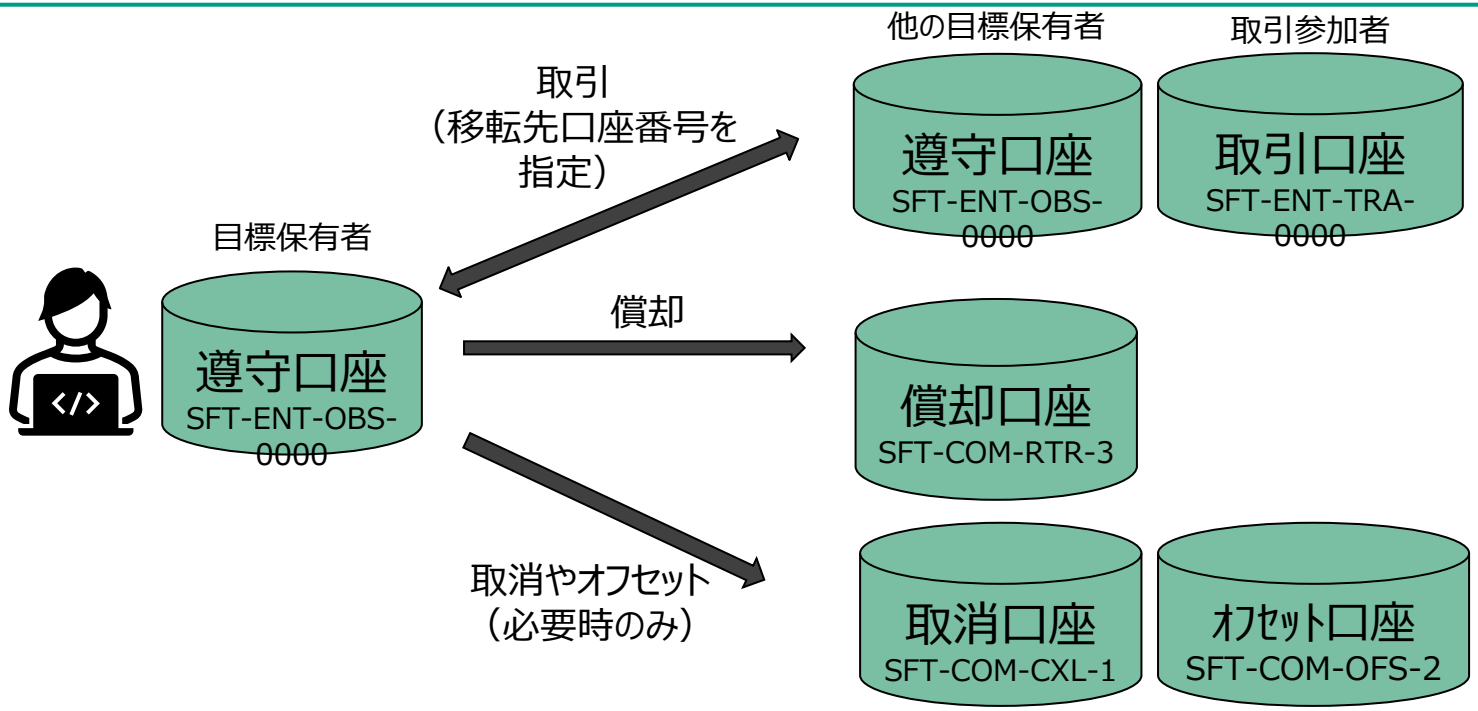

SHIFTシステムの概要（排出枠の種類について）

- SHIFTシステムで取引される排出枠には、以下に示す3つの種類があります。本資料では、JAS-E及びJAS-Sをまとめて JASという表現をしています。参加形態によって償却に用いることが可能な排出枠の種類が異なります。

JAS-E（ Japan Allowance for Shift-Entity）

- 工場・事業場単位での参加者に発行される初期排出枠。
- 工場・事業場単位の申請の場合、JAS-Eを用いて償却する必要があります。
- 工場・事業場単位の参加者が、取引目的でJAS-Sを保有することも出来ますが、JAS-S用の口座開設申請が必要です。操作マニュアルP117を参照ください。

JAS-S（ Japan Allowance for Shift-System）

- 主要なシステム系統での参加者に発行される初期排出枠。
- 主要なシステム系統の申請の場合、JAS-Sを用いて償却する必要があります。
- 設備更新補助事業ＢはJAS-Sの排出枠が交付され、償却にもJAS-Sを用いる必要があります。
- 主要なシステム系統・設備更新補助事業Bの参加者が、取引目的でJAS-Eを保有することも出来ますが、口座開設申請が必要です。操作マニュアルP117を参照ください。

jVER

- 国内認証排出削減量（J-クレジット等）及び環境省 ASSET事業において発行された排出枠（JAA）をもとに発行される排出枠。
- 工場・事業場単位／システム系統の両参加形態で償却に用いることが可能です。

SHIFTシステムの概要（排出枠管理の主な機能について）

- 自身の持つ排出枠の管理や、排出量取引は、SHIFTシステムの「排出枠管理」タブより行います。
- このタブは目標保有者AのログインIDを用いてログインした場合のみ表示されます。
- 排出枠管理機能は、償却期限である2026年度に使用する頻度が高くなります（単年度事業者の場合）。2026年度に対応する際、本資料をご参照ください。

【目標保有者Aのシステムログイン後の画面】

SHIFTシステムの概要（残高照会について）

- 「残高照会」画面では、自身の口座番号や、移転可能な排出枠量を確認できます。
- 償却や移転を行う時、これらの情報が必要になりますので、償却や移転を行う前に、あらかじめスクリーンショットやPDF出力等を実施し、残高の情報を把握しておくことをお勧めします。

【目標保有者Aのシステムログイン後の画面】

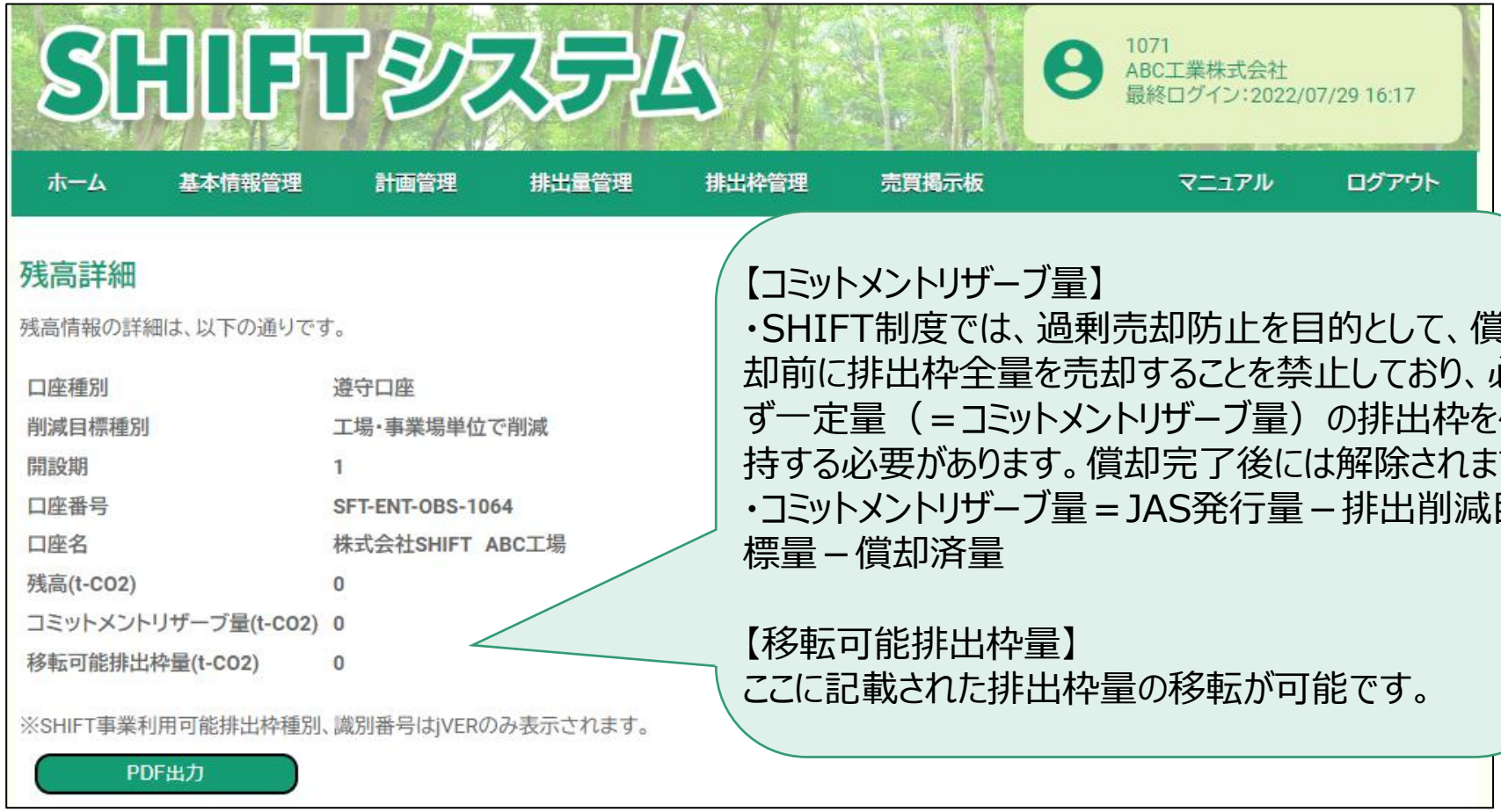

【コミットメントリザーブ量】
・SHIFT制度では、過剰売却防止を目的として、償却前に排出枠全量を売却することを禁止しており、必ず一定量（＝コミットメントリザーブ量）の排出枠を保持する必要があります。償却完了後には解除されます。
・コミットメントリザーブ量＝JAS発行量－排出削減目標量－償却済量

【移転可能排出枠量】
ここに記載された排出枠量の移転が可能です。

SHIFTシステムの概要（償却操作について）

①ログイン後、画面上部のタブ「排出枠管理」に表示される、「償却」ボタンを押下します。

②「償却方式選択」の画面で、移転方法を選択します。
●総量指定方式：排出枠種別、発行期、排出枠量を指定し償却します。
（特段のこだわりがない場合、こちらを選択）

●シリアル番号指定方式：排出枠シリアル番号を指定し償却します。

SHIFTシステムの概要（償却操作について）

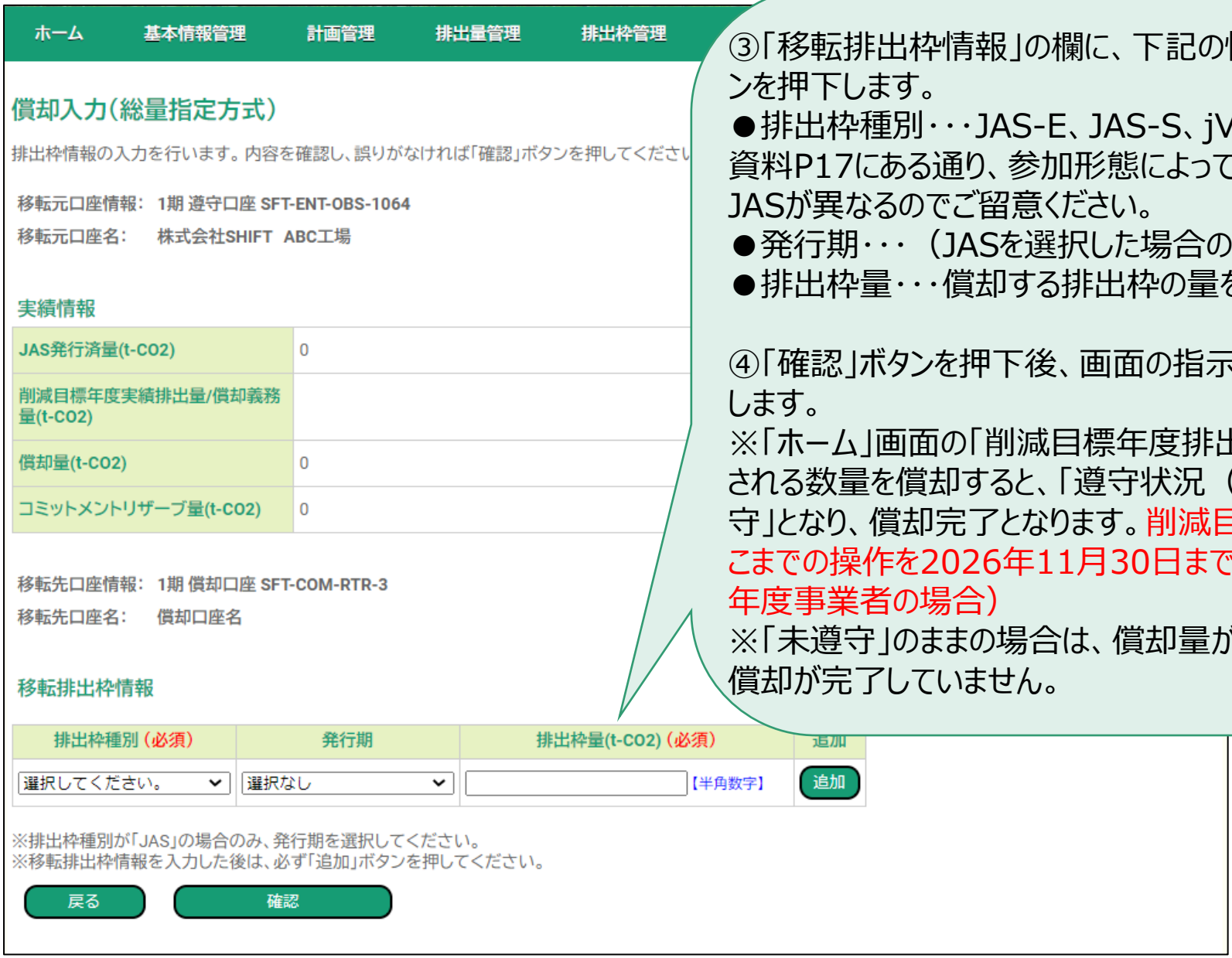

③「移転排出枠情報」の欄に、下記の情報を記入し、「追加」ボタンを押下します。
●排出枠種別･･･JAS-E、JAS-S、jVERのいずれかを選択。本資料P17にある通り、参加形態によって償却に用いることの出来るJASが異なるのでご留意ください。
●発行期･･･（JASを選択した場合のみ）4期を選択。
●排出枠量･･･償却する排出枠の量を記入。

④「確認」ボタンを押下後、画面の指示に従って進むと償却が完了します。
※「ホーム」画面の「削減目標年度排出量/償却義務量」に表示される数量を償却すると、「遵守状況（遵守、未遵守）」が「遵守」となり、償却完了となります。削減目標年度排出量確定後、ここまでの操作を2026年11月30日までに実施してください。（単年度事業者の場合）
※「未遵守」のままの場合は、償却量が不足している等の理由で、償却が完了していません。

SHIFTシステムの概要（移転操作について）

● 移転操作とは、排出枠を他の参加者の口座に移動する操作であり、移転元が実施します。「償却」と基本的に操作手順は同様ですが、移転の場合は移転先の口座番号が必要になります。

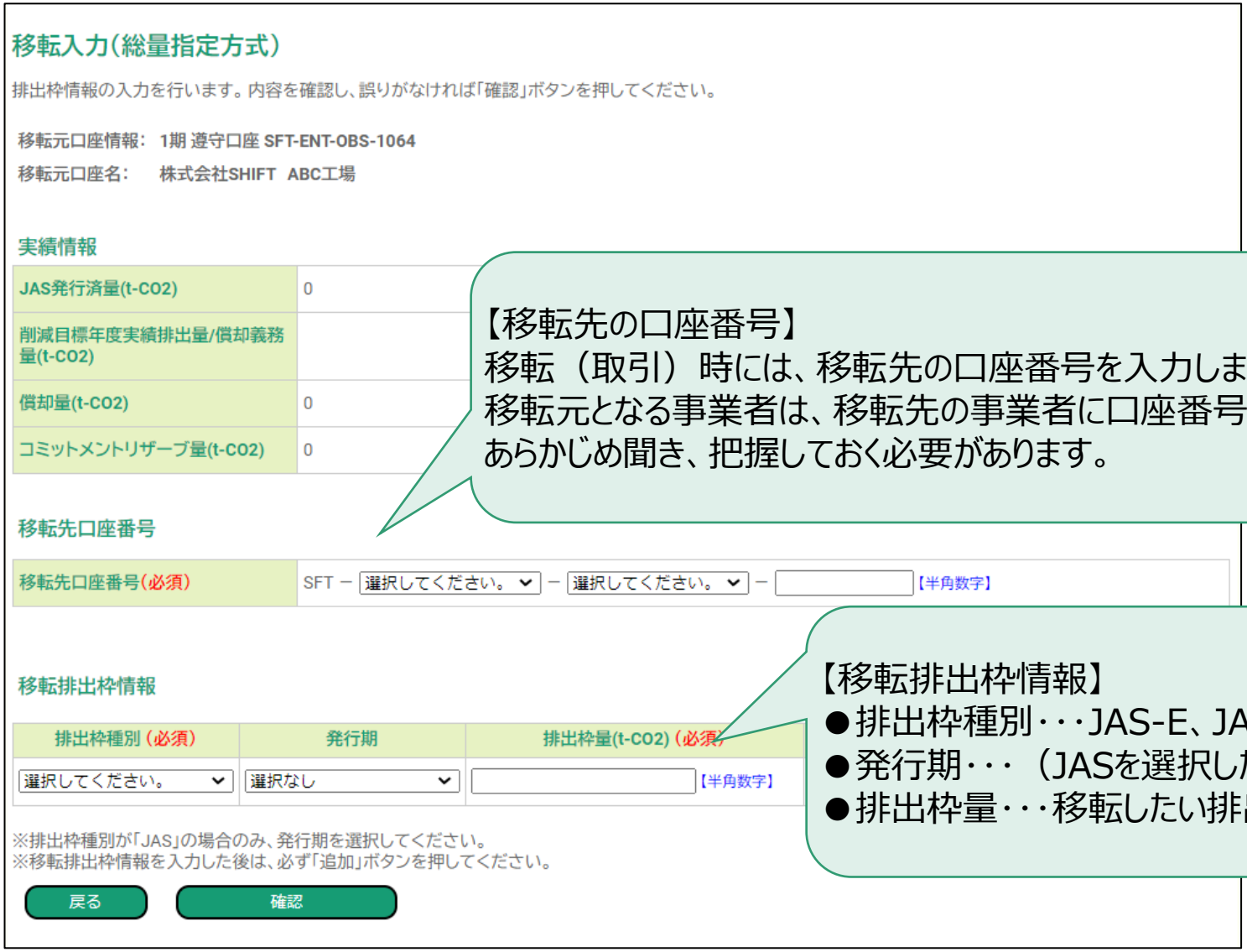

【移転先の口座番号】
移転（取引）時には、移転先の口座番号を入力します。
移転元となる事業者は、移転先の事業者に口座番号をあらかじめ聞き、把握しておく必要があります。

【移転排出枠情報】
●排出枠種別・・・JAS-E、JAS-S、jVERのいずれかを選択。
●発行期・・・（JASを選択した場合のみ）発行期を選択。
●排出枠量・・・移転したい排出枠の量を記入。

SHIFTシステムの概要（売買情報掲示板について）

- 売買情報掲示板とは、排出枠の売買を希望している事業者が、売買情報（排出枠量、金額、連絡先等）をシステムに登録できる機能です。
- 登録された売買情報は、環境省（事務局）、システムに登録している全事業者が参照可能です。ここに記載された排出枠量は、実際の排出枠の残高情報とは連動せず、あくまでシステム内での掲示板としての位置づけです。

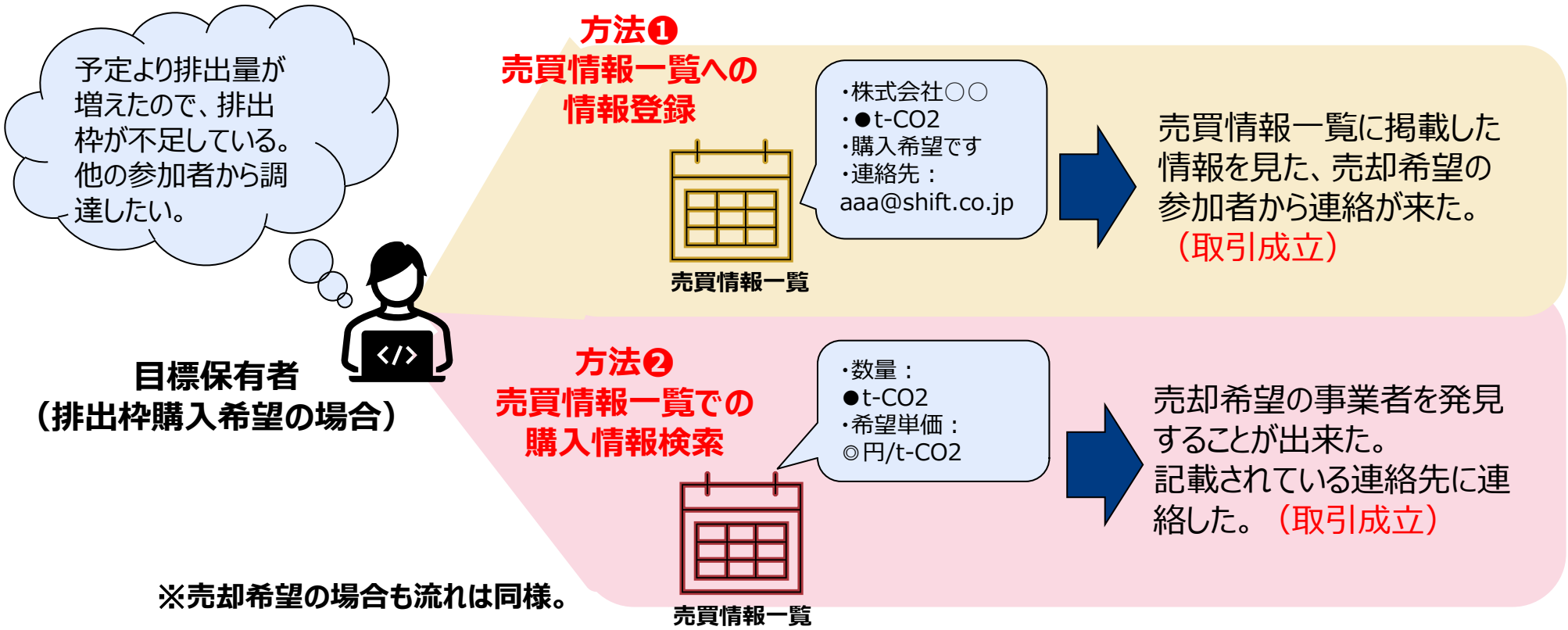

※売却希望の場合も流れは同様。

SHIFTシステムの概要（売買情報掲示板について）

【売買情報登録入力画面】

※取引成立後や、売買意向が変わった際は、ご自身で書き込みの削除や更新を行ってください。

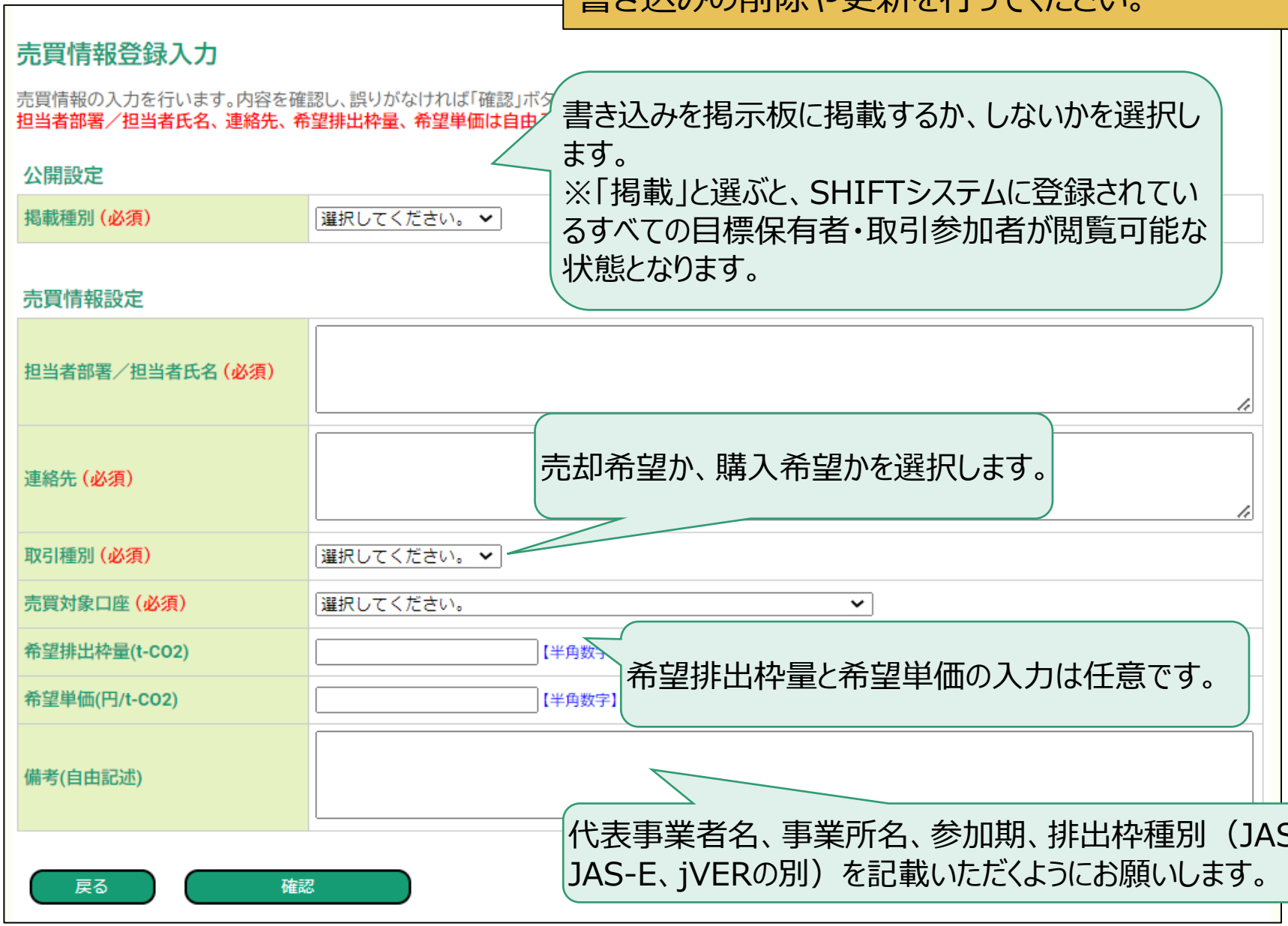

書き込みを掲示板に掲載するか、しないかを選択します。
※「掲載」と選ぶと、SHIFTシステムに登録されているすべての目標保有者・取引参加者が閲覧可能な状態となります。

売却希望か、購入希望かを選択します。

希望排出枠量と希望単価の入力は任意です。

代表事業者名、事業所名、参加期、排出枠種別（JAS-S、JAS-E、jVERの別）を記載いただくようにお願いします。

SHIFTシステムの概要（売買情報掲示板について）

【売却情報検索・一覧画面】

以下を記入して検索します。
・法人名
・売却を希望する排出枠量
※すべて空欄のまま検索すると、売却を希望する全事業者の書き込みを閲覧可能です。

売却情報検索・一覧

売却情報の一覧を表示します。

参加期以降のJASも取引可能ですが償却には利用できません。
取引の相手先には、売買を希望するJASの発行期を確認してください。
検索条件に何も入力せずに検索ボタンを押下すると、すべての書き込みが閲覧可能です。

「工場・事業場単位で削減」を選択した場合、JAS-E、jVERの取引を希望する情報が表示されます。
「システム系統単位で削減」を選択した場合、JAS-S、jVERの取引を希望する情報が表示されます。

検索条件

代表事業者名	
希望購入量(t-CO2)	【半角数字】
削減目標種別	◉ 全て ○ 工場・事業場単位で削減 ○ システム系統単位
ソート順	選択なし ◉ 昇順 ○ 降順

検索

売却情報一覧

< 前 1 次 >

口座番号	削減目標種別	代表事業者名	担当者部署／担当者氏名	連絡先	売却可能な排出枠量(t-CO2)	売却希望単価(円/t-CO2)	備考
							当社は、SHIFT事業の排出

※購入情報検索・一覧画面も同様です。

SHIFTシステムの機能について：操作マニュアルP92~98、P153

SHIFTシステムの概要（jVER発行申請について）

- 以下に示す国内認証排出削減量を「jVER」と言われるSHIFT事業独自のクレジットに変換することで、SHIFT事業内で用いることが出来ます。
  - 国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
  - J-VER制度において認証された温室効果ガスの量
  - グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度において認証されたCO2の量
  - J-クレジット制度において認証された温室効果ガスの量

【jVER発行手順(J-クレジット制度等の国内認証排出削減量をjVERに変換する場合)】

①国内認証排出削減量の運営事務局に無効化申請を行い、「無効化証明書」もしくは「償却通知書」を取得する。

→

②SHIFTシステムの「jVER発行申請」機能より申請を行う。その際、①で取得した「無効化証明書」または「償却通知書」を添付すること。

→

③申請資料を元に、事務局がjVER発行手続きを行う。

→

④SHIFTシステム上でjVER発行を確認。

SHIFTシステムの機能について：操作マニュアルP92~98、P153

SHIFTシステムの概要（jVER発行申請について）

- 各制度事務局から受領する「無効化証明書」もしくは「償却通知書」は、以下の通り対応をお願いします。

■ 国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-VER）制度、J-クレジット制度

- 必ず無効化の目的が記載された通知書を添付してください。
- 無効化申請する場合に提出する無効化申請書については、以下の通り記載してください。
- -【用途】欄は「□SHIFT事業」に✓としてください。
- -【無効化の目的】には、以下の通り記載してください。
  - 自身のSHIFT目標達成の為に無効化する場合：環境省SHIFT事業でのjVER発行のため
  - 他者のSHIFT目標達成の為に無効化する場合：○○会社の環境省SHIFT事業でのjVER発行のため

■ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度

- 目的は「その他」としてください。
- 内容は「環境省SHIFT事業でのjVER発行のため」と記載ください。
- グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された二酸化炭素の量については、その制度上、第三者のために無効化することはできないためご注意下さい。

※ SHIFTシステムの「jVER発行申請画面」にも上記と同様の記述があります。

SHIFTシステムの概要（jVER発行申請について）

【jVER発行申請一覧画面】

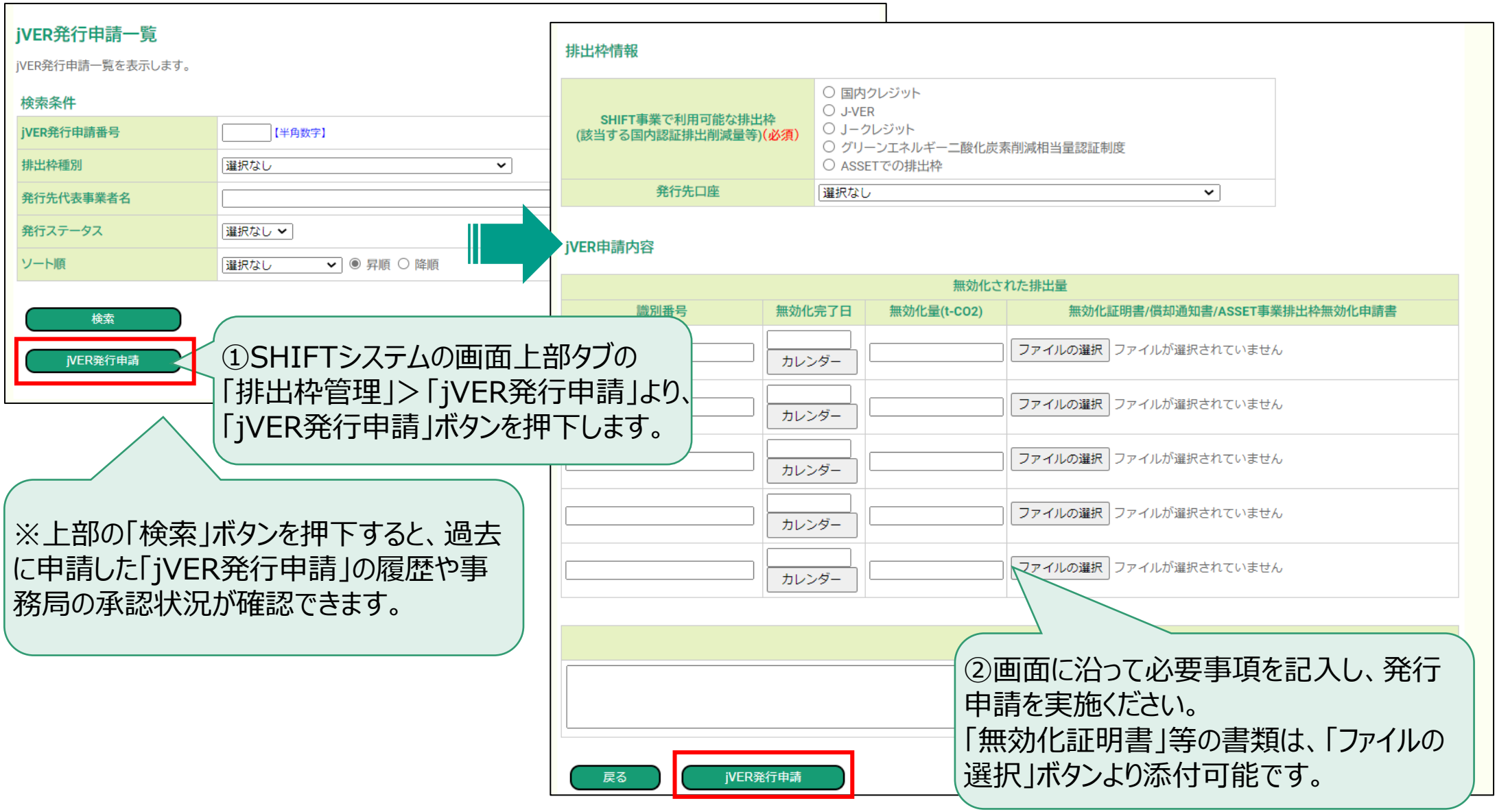

①SHIFTシステムの画面上部タブの「排出枠管理」>「jVER発行申請」より、「jVER発行申請」ボタンを押下します。

※上部の「検索」ボタンを押下すると、過去に申請した「jVER発行申請」の履歴や事務局の承認状況が確認できます。

②画面に沿って必要事項を記入し、発行申請を実施ください。
「無効化証明書」等の書類は、「ファイルの選択」ボタンより添付可能です。

SHIFTシステムの概要（自動配信メールについて）

- SHIFTシステムで操作を行った場合、SHIFTシステムから自動配信メールが届きます。
- 自動配信メールは、「shift_system@shift-mail.env.go.jp」というアドレスから届き、件名の冒頭に【SHIFT自動配信】と記載されています。
- メールが届きましたら、内容を確認し、対応が必要な場合は速やかにご対応ください。

【自動配信メールの内容（メールアドレスAのみに配信）】

分類	メールの件名	内容	ご対応事項
ユーザー情報関連	ユーザー情報変更申請	ユーザー情報変更申請をした場合、申請が完了するとメールが届きます。	なし ※ユーザー情報変更申請の方法は操作マニュアルP.96～101参照
	ユーザー情報変更申請承認	申請していたユーザー情報変更が、事務局により承認された際に届きます。	変更内容が反映されているか、ご確認ください。 ※操作マニュアルP.105～110参照
	ユーザー情報変更申請否認	申請していたユーザー情報変更が、事務局により否認された際に届きます。	否認内容を確認し、修正して再度申請してください。 ※操作マニュアルP.105～110参照
排出枠関連	基準年度CO2排出量確定通知の送付	基準年度算定報告書の承認後、基準年度排出量が確定された際に、PDFファイルの確定通知書が送付されます。	念のため、内容に誤りがないかご確認ください。 今後のスケジュールに関しても記載がありますので、併せてご確認いただけますと幸いです。
	初期排出枠発行完了通知	基準年度排出量の確定後、SHIFTシステムにて排出枠（JAS）が交付された際に届きます。	SHIFTシステムのログイン後のホーム画面に記載されている、交付されたJAS発行済量をご確認ください。
	削減目標年度CO2排出量確定通知の送付	削減目標年度算定報告書の承認後、削減目標年度排出量が確定された際に、PDFファイルの確定通知書が送付されます。	念のため、内容に誤りがないかご確認ください。 今後のスケジュールに関しても記載がありますので、併せてご確認いただけますと幸いです。
口座関連	口座開設状態変更	SHIFTシステムで口座が開設された際や停止された際に届きます。	口座の開設状態を確認してください。 ※操作マニュアルP.101～102参照

SHIFTシステムの概要（自動配信メールについて）

【自動配信メールの内容（メールアドレスA、B両方に配信）】

分類	メールの件名	内容	ご対応事項
算定報告書	算定報告書検証依頼	算定報告書を検証機関に検証依頼した際に届きます。	なし ※検証依頼方法は操作マニュアルP.34～38参照
	算定報告書承認依頼	検証機関による検証が完了し、検証機関が事務局に承認依頼した際に届きます。	なし
	算定報告書差戻依頼	検証依頼済の算定報告書（調整・自主削減年度算定報告書の場合は提出済）を差戻依頼した際、または検証機関が承認依頼済の算定報告書を差戻依頼した際に届きます。	なし ※差戻方法は操作マニュアルP.39～43参照
	算定報告書承認差戻	承認依頼済の算定報告書を事務局が差し戻した際に届きます。	算定報告書の内容について検証機関から連絡があり次第、修正対応してください。
	算定報告書承認／受理	事務局により算定報告書含む報告書類一式が承認（調整・自主削減年度算定報告書の場合は受理）された際に届きます。	なし ※事務局による承認完了で基準年度／削減目標年度排出量が確定します。
	算定報告書承認／受理解除	事務局による報告書書類一式の承認／受理後に、算定報告書の修正が必要になり、事務局により承認／受理が解除された際に届きます。	解除内容を確認し、修正して再提出してください。

SHIFTシステムの概要（自動配信メールについて）

【自動配信メールの内容（メールアドレスA、B両方に配信）】

分類	メールの件名	内容	ご対応事項
検証報告書	検証報告書承認依頼	算定報告書の検証が終了し、検証機関が事務局に検証報告書を提出した際に届きます。	なし ※「排出枠管理」>「報告書情報一覧」に検証報告書が登録されますので、念のためご確認ください。
	検証報告書差戻依頼	検証機関が検証報告書を提出後に差戻依頼した際に届きます。	なし
	検証報告書差戻	承認依頼済の検証報告書を、事務局が差し戻した際に届きます。	なし
	検証報告書承認	承認依頼済の検証報告書が事務局により承認された際に届きます。 ※査読書類が査読完了でないと承認されません。	なし
	検証報告書承認解除	承認済の検証報告書を事務局が承認解除した際に届きます。	なし
査読書類	検証機関から査読結果返信	検証機関が査読結果を送信した際に届きます。	なし ※「排出枠管理」>「報告書情報一覧」に査読書類が登録されますので、念のためご確認ください。
	事務局から査読結果送信	事務局が査読結果を送信した際に届きます。	なし ※「排出枠管理」>「報告書情報一覧」に査読書類が登録されますので、念のためご確認ください。
	査読完了	検証機関と事務局での査読が完了した際に届きます。	なし
	査読完了解除	査読完了した査読書類を解除した際に届きます。	なし

SHIFTシステムの概要（参考情報）

- パスワード変更（操作マニュアルP140～P143）
  - 目標保有者Aとしてログインした場合のみ、目標保有者AとBのログインパスワードを変更可能です。

- ユーザ情報変更申請（操作マニュアルP105～P110）
  - 目標保有者Aとしてログインした場合のみ、以下の情報についてシステム上で変更手続きが可能です。
    代表事業者名、法人番号、代表者氏名、担当者情報、メールアドレスA及びB
  - **登録情報が変更になった際は、必ず手続きを行ってください。特にメールアドレスの変更がされない場合、SHIFTシステム（事務局）から配信される重要なメールが届かなくなる可能性があります。**

- 上記以外の登録情報の変更（事業所名、口座名等）
  - システムでの変更申請が出来ないため、申請書類（Excelファイル）の作成・メール提出が必要です。
  - 申請書はSHIFTウェブサイトに掲載されております（https://shift.env.go.jp/info/system/form）。

- システムのログインID、パスワードを紛失した場合
  - 「ログインID／パスワード再発行申請書」（Excelファイル）を作成し、メールで提出ください。申請書は上記のURLに掲載されています。

- **SHIFTシステムから自動配信されるメールは「shift_system@shift-mail.env.go.jp」というアドレスから送信されます。受信できるように必ず設定をお願いします。**

SHIFTシステムの概要（参考情報）

- SHIFTシステムのURL
  - SHIFTウェブサイトの「参加者向け情報」>「SHIFTシステム」からもアクセス可能です。
    https://shift-system.env.go.jp/shift/A0101/FwSCA010101.do

- SHIFTシステム操作マニュアル
  - SHIFTシステムのログイン画面と、ログイン後のトップページからダウンロード・閲覧が可能です。
    https://shift-system.env.go.jp/shift_manual_user.pdf

- SHIFTシステムは、ログイン後30分後に自動的にログアウトする仕様のため、長時間にわたって作業をする場合はご留意ください。

- SHIFTシステム全般、排出量取引、排出量算定検証に関する問い合わせ先
  株式会社三菱総合研究所　SHIFT事業事務局　shift-sec@ml.mri.co.jp
  ※記録のため、お問い合わせはメールでのみ受け付けております。

SHIFTシステムに関する問い合わせ先
shift-sec@ml.mri.co.jp

お問い合わせはメールのみ受け付けております。